

国立大学法人小樽商科大学収入金の保管に関する要項

(平成16年8月10日制定)

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人小樽商科大学会計規程第15条第3項に規定する収入金の預入れの特例として、収入金を手許に保管できる限度額及びその期間を定めるものとする。

(保管できる限度額及び期間)

第2条 出納役は、収入金が100万円に達するまでは、23日分(取引金融機関の休業日は除く。)までの金額を取りまとめて取引金融機関に預け入れることができる。

附 則

この要項は、平成16年8月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年12月11日から施行し、平成25年12月1日から適用する。